

「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金（調整給付金）のご案内

調整給付金とは

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税（町・県民税）所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。**

支給対象者・支給金額について

- 所得税と住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象です。
 - 支給金額の具体例は、以下のとおりです。（※支給金額は個人の課税状況により異なりますので、あくまで一例です。）
- <例1> 一人暮らしで、所得税1万円、住民税所得割2万円（定額減税前）の納税者の場合
⇒・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
・**定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支給されます。**
- <例2> 4人家族（本人と扶養親族3人）で、所得税3万円、住民税所得割2万円（定額減税前）の納税者の場合
⇒・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
・**定額減税しきれない所得税分の9万円と、住民税所得割分の2万円の合計11万円が、調整給付金として支給されます。**

給付金の支給手続き

令和6年1月1日に茨城県に住民登録があり、調整給付金の支給対象となる方には、町から確認書を送付します。

8月9日(金)に
発送予定です。

給付金を受け取るには、**10月31日(木)までに返信が必要**です。確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒に、**同封されている返信用封筒でご返信ください。**

8月13日(火)から
役場庁舎1階でも受付
します。以下のものを
お持ちください。
・届いた確認書
・本人確認書類
・口座確認書類(通帳など)

審査の上、順次、給付金を口座へ振り込みます。
※町が確認書を受付した日から1か月後が目安です。

不審な電話・メールにご注意ください！

定額減税や調整給付金については、国税庁や県・町から電話やメールで「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をお聞きすることや、ATMの操作をお願いすることはありません。

心当たりのない電話があった場合、絶対に口座情報等を伝えないでください。また、メールが届いた場合は、記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

【問合せ先】 税務課 調整給付金窓口 ☎ 029-212-5108（直通）

国民健康保険 と 後期高齢者医療制度 保険証の更新について

8月から使用する国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証（保険証）は、郵便局員が手渡しで配送する「簡易書留」により7月末までにそれぞれ郵送します。

同じ世帯、近所の場合でも同じ日に届かない場合があります。

有効期限の切れた保険証は、ハサミで切り込みをいれるなど、個人情報に注意して処分するか、保険課窓口（1階4番窓口）へご返却ください。
※国のマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、令和6年12月2日以降は現行の紙の保険証は新規での発行ができなくなりますが、今回送付する保険証は、記載されている有効期限まで使用できます。

国民健康保険(国保)に加入されている方

★国保の保険証は、加入者全員分のものを世帯主の方へ送付します。

国民健康保険に加入している方で、職場の健康保険に加入した場合、または職場の健康保険をやめた場合等は、保険課ですみやかに手続きを行ってください。手続きをしないと、国保税を払い過ぎてしまったり、健康保険が未加入になったりする場合があります。

※令和7年7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日までが保険証の有効期限となります。75歳になると後期高齢者医療制度に加入となり、誕生月の前月に後期高齢者医療制度の保険証が郵送されます。

国保 保険証（見本）



後期高齢者医療制度(後期)に加入されている方

★後期の保険証は、加入されている本人あてに送付します。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の交付について

令和5年度までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和6年度も交付該当であれば、新しい認定証を保険証に同封します。

令和6年度に交付該当になっており、これまでに交付を受けたことがない場合は、申請書を同封しますので、申請をお願いします。

1か月の医療費が高額になったときに、自己負担限度額までの支払いで済みます。

後期 保険証（見本）：エンジ色



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

令和6年度の「国民健康保険 保険税額決定通知書」と「後期高齢者医療 保険料額決定通知書」は、普通徴収（納付書や口座振替）の場合は7月中旬、特別徴収（年金からの天引き）の場合は7月下旬に発送します。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）